

令和8年度 特定健康診査受診率向上対策事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、令和8年度 特定健康診査受診率向上対策事業業務（以下「本業務」という。）の実施に当たり、優先交渉権者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 委託業務名

令和8年度 特定健康診査受診率向上対策事業業務

(2) 業務目的及び内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月12日まで

(4) 業務期間

業務完了後に一括払い

3 見積限度額

7,690,650円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 実施方式

公募型プロポーザル方式

5 スケジュール

本手続きの実施スケジュールは下表のとおりとする。

なお、参加者が多数の場合や、質問により仕様書等に修正が生じた場合には、審査日程を変更する場合がある。

内容	日程
公募開始	令和8年5月25日（月）
質問受付期限	令和8年6月 1日（月）17時まで【必着】
質疑回答公表	令和8年6月 8日（月）
参加申込書類提出期限	令和8年6月10日（水）17時まで【必着】
企画提案書・見積書提出期限	令和8年6月17日（水）17時まで【必着】
プレゼンテーション審査	令和8年6月22日（月）※時間は別途通知
審査結果公表	令和8年6月29日（月）
契約締結	令和8年7月上旬

6 参加資格

本業務に係る公募型プロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本事業の趣旨に賛同し、令和8年度 特定健康診査受診率向上対策事業業務委託仕様書に基づく業務の履行が可能であること。
- (2) 法人税、法人市民税（法人市民税が課税されている者に限る。）、消費税及び地方費税等に滞納のない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。
- (4) 行田市契約規則（昭和51年規則第22号）第12条の規定に該当しない者であること。
- (5) 行田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成5年告示第54号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 行田市契約に係る暴力団排除措置要綱（平成22年告示第243号）に基づく入札加除外を受けていないこと。
- (8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

7 プロポーザル参加の手続き等

参加を希望する事業者は、本要領及び仕様書等記載の業務内容を熟読の上、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 実施要領等の配布

令和8年5月25日（月）市ホームページにて公開

(2) 質問事項の受付及び回答

①提出書類

質問書（様式第5号）

②受付方法

電子メール(14担当部署参照)により行うこととし、送信した旨の電話連絡をすること。その他の電話又は窓口での質問は受け付けない。

なお、電子メールの件名は「【事業者名】プロポーザルに係る質問事項」とし、担当者の氏名及び連絡先を明記すること。

③受付期限

令和8年6月1日（月）17時までに必着

④質問事項に対する回答

寄せられた質問に対する回答は、令和8年6月8日（月）に市ホームページへ掲載することにより行う。

(3) 業務提案書等の提出

① 提出書類

【参加申込関係】

- ・公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）
- ・会社概要及び業務実績（様式第2号）
- ・法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税の納税証明書
（未納がないことの証明）

※ 写しでも可。

※ 納税義務がない場合は納税義務がない旨を記載した申立書（任意様式）を提出。

【企画提案関係】

- ・業務提案書（任意様式）

※ 日本工業規格A4判で作成し、片面換算で16ページ以内とする。

※ 自由記述となるが、本要領（特に8（2）評価基準参照）及び仕様書を熟知の上作成すること。

- ・見積書（任意様式）

※ 本業務仕様書4（2）の内容が積算内訳として明確に分かるように作成すること。

②提出部数

【参加申込関係】 紙媒体 各1部

【企画提案関係】 紙媒体 各6部（代表社印を押印した原本を1部、コピーを5部）

③提出期限及び提出方法

【参加申込関係】 令和8年6月10日（水）17時までに、持参又は郵送にて提出。

【企画提案関係】 令和8年6月17日（水）17時までに、持参又は郵送にて提出。 郵送の場合は期日までに必着。また電話にて到着確認すること。

④辞退

公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）を提出後に参加を辞退する場合には、持参又は郵送のいずれかで、参加辞退届（様式第6号）を提出すること。

8 業務提案書の審査等

(1) 審査者

審査等は、令和8年度 特定健康診査受診率向上対策事業業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(2) 評価基準

事業者からの提案書を基に評価・採点を行い、その得点が最も高い事業者を優先交渉権者とする。評価の配点は以下のとおり合計100点満点で評価する。

ただし、評価点が最低基準点（60点）に満たない場合は、優先交渉権者として選定しないものとする。

なお、提案者が1事業者であった場合においても同様の評価を行い、評価点が最低基準点以上を満たした場合に、優先交渉権者として選定する。

(2) 評価項目及び評価点（100点満点）

①業務内容・企画

- ・ 特定健診受診率向上の達成に向けた提案内容
 - ・ 勸奨対象者業務の選定方法及びグループ分け
 - ・ 受診率向上のための工夫
 - ・ 受診勧奨の効果検証
 - ・ 実施スケジュール
 - ・ その他独自の提案

②業務体制

- ・ 実施体制及び人員体制
- ・ 市との役割分担及び業務支援体制
- ・ 個人情報保護及び安全対策・危機管理の適応性

③業務実績及び見積額

(3) 参加表明書を提出した者は、業者選定が終了するまでの間、審査委員会事務局及びその上位の職にある職員に対し、本プロポーザルの手続きとして必要な場合を除き、面談、電話等の接触をしてはならない。また、本実施要領公表後、審査委員に対して本プロポーザルに関する接触を求めてはならない。なお、接触を求める行為が認められた場合は、失格とする。

9 優先交渉権者の決定

審査の結果、最高得点を得た事業者を優先交渉権者に特定する。また、合計点が同点となった場合は、様式第2号（会社概要及び業務実績）の実績が多い事業者に特定する。

なお、全てのプロポーザル参加事業者に対し、決定の可否を書面にて通知した上、各提案者の評価結果は、審査過程の透明性を確保するため、市ホームページにおいて公表する。

10 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当する場合には、提出された参加申込書及び業務提案書等を無効とし、本プロポーザルの参加資格を失うものとする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 本要領「3 見積限度額」を超過している場合
- (5) 本要領「6 参加資格」に示す要件を欠くことになった場合
- (6) その他、本要領に違反するなど委員会が不適格と認めた場合

11 契約の締結

最終的に選定された優先交渉権者においては、契約仕様について協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとする。

また、契約の締結が不相当と認められる事実があった場合等は、そのものとの契約締結は行わず、次点者を契約交渉の相手方とする。

なお、企画提案時において提示された提案内容から逸脱する協議は認めない。

12 提出書類の取扱い

- (1) 業務提案は1者につき1つとする。
- (2) 受付期限後の提出書類の変更、追加、差し替え若しくは再提出を認めない。ただし、受付期間内において修正等を行う場合には、担当部署に事前に連絡し許可を得ること。
- (3) 提出された業務提案書等は、提案者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しない。
- (4) 提出された業務提案書等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他国の法令等に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用した結果生じる責任は、提案者が負うものとする。
- (5) 提出された業務提案書等は、透明性や客観性を期すため、行田市情報公開条例（平成 15 年条例第 21 号）に基づく公開請求の対象となる。

13 その他留意点

- (1) 本プロポーザルの参加等に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) プロポーザル参加者は、プロポーザルの実施に関して知り得た情報を他に漏らし、また、自己の利益のために利用することはできない。このことはプロポーザル終了後においても同様とする。
- (3) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

14 担当部署

(1) 担当

行田市健康福祉部健康課 久積、大濱

(2) 電話

048-556-1111（内線 361）

(3) メールアドレス

kenkou@city.gyoda.lg.jp